

感染症法に基づく保健所へ届出の必要がある疾病

感染症法では 86 の感染症を対象として挙げています。感染力や罹った時の症状の重篤性などにより危険なものから順に、一類から五類まで感染症を分類するとともに、既知の感染症で当初感染症法の対象としていなかった感染症でも一類から三類の感染症に準ずる対応が必要となったものについて、政令で「指定感染症」と定め、適切な対応を取ることであり、さらに、いままで知られていない危険性の高い感染症が出現した場合には、「新感染症」として、発生した場合の対応について定められています。

なお、結核についてはこの感染症法の対象とせず、結核予防法による対策がとられております。

全 数 把 握	一 類 感 染 症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
	二 類 感 染 症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ (H5N1)
	三 類 感 染 症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
	四 類 感 染 症	E 型肝炎、ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む）、A 型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、Q 熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ（H5N1 及び H7N9 を除く）、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、B ウイルス病、鼻疽、ブルセラ病、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱
	五 類	アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎（E 型肝炎及び A 型肝炎を除く）、カルバペネム耐性腸内細菌感染症、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ

	<p>感染症 媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘（入院例に限る）、先天性風しん症候群、梅毒、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、風しん、麻しん、薬剤耐性アシネトバクター感染症</p>
<p>定点把握</p>	<p>RS ウイルス感染症、咽頭結膜熱、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、百日咳、ヘルパンギーナ、流行性耳下腺炎、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）、急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症、クラミジア肺炎（オウム病を除く）、細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く）、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症</p>

<p>新型インフルエンザ等感染症</p>	<p>【全数把握】 新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ</p>
<p>指定感染症</p>	<p>【全数把握】 鳥インフルエンザ(H7N9)、中東呼吸器症候群</p>
<p>疑似症</p>	<p>【定点把握】 ・摂氏 38℃以上の発熱及び呼吸器症状 ・発熱及び発しん又は水疱</p>

出典：健康福祉部医療健康局疾病対策課(更新日:平成 26 年 10 月 6 日)